【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（審判手続）

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

２　内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

３　内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

４　内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（審判手続）

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

２　内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

３　内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

４　内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

（改正前）

（新設）

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

②　内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

③　内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

④　内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】

（改正後）

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

②　内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

③　内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

④　内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

（改正前）

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第四項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

②　内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

③　内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

④　内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第四項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

②　内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

③　内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

④　内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

（改正前）

（新設）